

特集

所得税 住民税 の申告

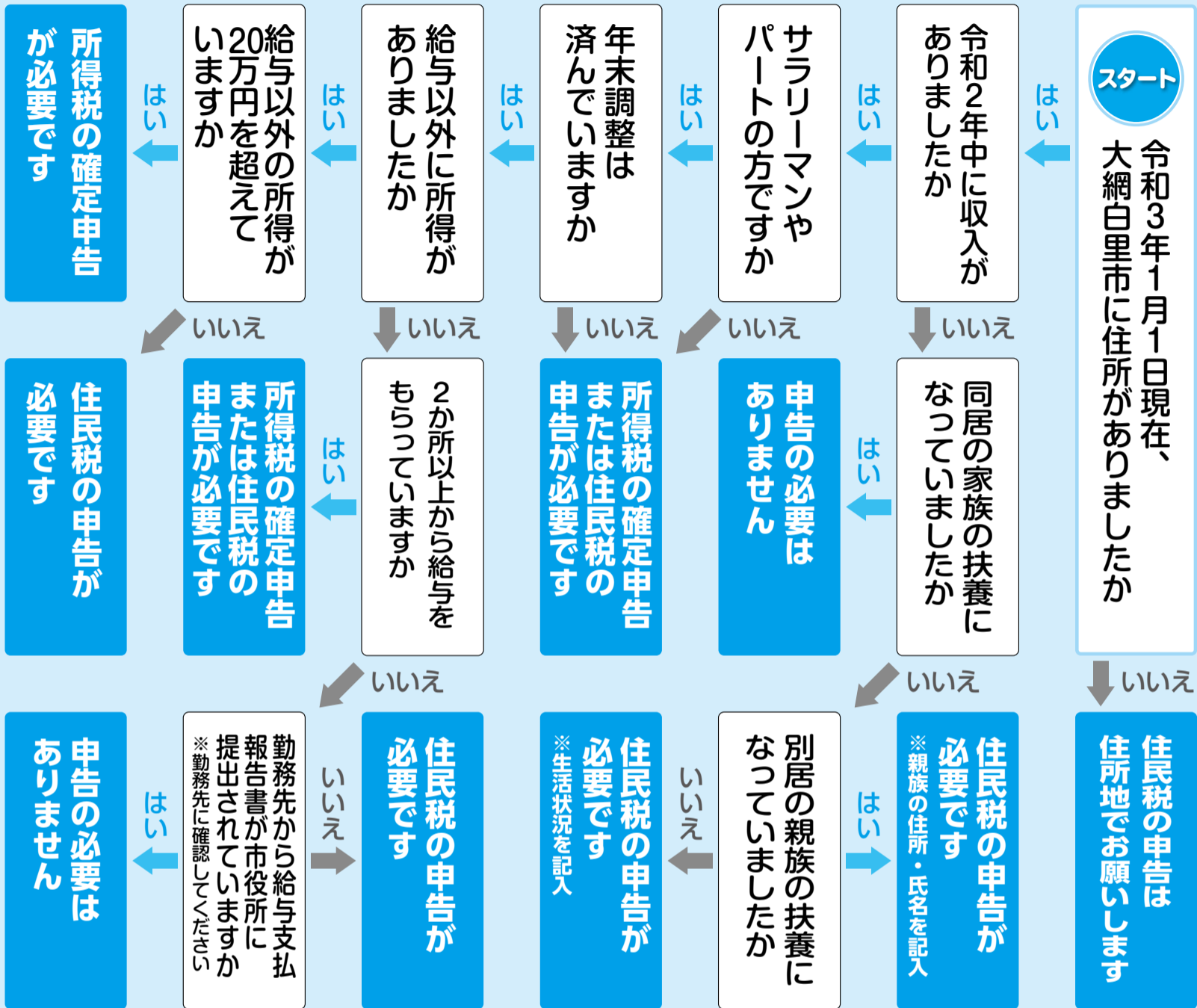
2月16日(火)～3月15日(月) (土・日および祝日を除く) は 申告・相談受付期間

●所得税の確定申告に関する問い合わせ 東金税務署 ☎0475(52)3121
●住民税の申告に関する問い合わせ 税務課市民税班 ☎0475(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です(農村環境改善センターいずみの里について、2月22日(月)、3月1日(月)、3月8日(月)は申告相談を実施しませんので、ご注意ください)。

あなたは所得税や住民税の 申告をする必要が あるでしょうか?

※この図は一例です。詳細は問い合わせください。



新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策

◇3密を避けた申告方法のお願い

- ・所得税の確定申告を行う方は、自宅のパソコンやスマートフォンから「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告のご協力をお願いします。詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
- ・住民税申告を行う方は、郵送での提出にご協力をお願いします。住民税申告書の必要な方は税務課市民税班までご連絡ください(申告書と返信用封筒を郵送します)。

◇市で行う申告相談会場での対応

- ・受付職員数および待合席数を減らし、入場制限、受付制限を行い対応する予定です(ご理解をお願いします)。
- ・来庁の際は、必ずマスクを着用の上、入口等での手指消毒にご協力をお願いします。入場の際の検温にて37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、無理をせず来場を控えてください。

所得税の申告が必要な方

①令和2年分の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方

- ・ 商売をしている方(商工業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方)
- ・ 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
- ・ 土地や建物などを売った方

②給与収入がある次の方

- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ・ 給与を2か所以上から受けている方

還付申告をする方

給与所得者のうち、年末調整により納税が完了して、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。

- ※年末調整ですでに控除されている場合は除きます。

申告に必要なもの

- ①印かん
- ②マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カードと運転免許証等顔写真身分証明書)
- ③給与・年金所得者は源泉徴収票(原本)
- ④事業(営業・農業)所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
- ※領収書の添付では受け付けられません。
- ⑥国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払のある方は領収書
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります。
- ⑦生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
- ⑧寄附金控除のある方は証明書
- ⑨令和2年中に10年以上のローンでマイホームを取得し住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書(写し)・金融機関の年末残高等証明書計算明細書など
- ⑩障害者控除を受ける場合は障害者手帳など
- ⑪金融機関の口座番号の分かるもの

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書や住民税申告書等には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告書を出す際に本人確認を行いますので、申告する方の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

白色申告の方も 収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得(営業・農業)および不動産所得のある方は、令和2年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。申告の際は、事前に「収支内訳書」を作成してください。